

浅口市公告第6号

公募型プロポーザル方式により、下記実施要領に基づき業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和5年4月24日

浅口市長 栗山 康彦

記

浅口市公式ホームページリニューアル業務委託プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

1.1 趣旨

浅口市公式ホームページは平成24年度にリニューアルを行ったが、利用者の閲覧環境の変化やアクセシビリティの準拠など求められるニーズに対応しきれていない部分がある。また、デザインや掲載方法などに経年に伴う劣化が目立っているほか、階層の細分化により、利用者がほしい情報を即座に手に入れることができるホームページとは言い難い状況である。

今日における公式ホームページは、移住者、観光者、居住者など様々なカテゴリの利用者が気軽に情報収集できる媒体であり、公式ホームページの充実は市の魅力向上にもつながると期待される。

こうした現状と今後の展望を踏まえ、最新のCMSを導入し全面リニューアルを図るものである。ついては、公募型プロポーザル方式により、業務全般に関する豊富な経験や知識、実績などを有する事業者から優れた提案を広く求め、本事業の履行に関して最も適切な受託候補者を選定することを目的とする。

1.2 業務内容

1.2.1 業務名

浅口市公式ホームページリニューアル業務

1.2.2 業務内容

別紙「浅口市公式ホームページリニューアル業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）

のとおり

1. 3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで（公開予定日は令和6年4月1日）

1. 4 提案上限額

本業務にかかる費用の合計額は、15,730,000円以内とする（消費税及び地方消費税を含む）。この合計額を超えた提案は無効とする。

なお、令和6年度以降の運用・保守費用については、本業務委託とは別契約するが、審査対象とするため、本実施要領及び仕様書に基づき提案を行うこと。

1. 5 担当窓口

浅口市役所 企画財政部秘書政策課 秘書広報係

〒719-0295 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地

電話：0865-44-9037

FAX：0865-44-5771

メール：hisyoseisaku@city.asakuchi.okayama.jp

2. プロポーザルに関する事項

2. 1 参加資格

参加申込書の提出日現在において以下の条件を全て満たすものとする。

(1) 過去5年以内に、人口3万人以上の市又は国、都道府県等において、CMS（ホームページ運用管理システム）の導入を前提とするホームページの構築業務を履行し、現在も稼働中で運用保守業務を継続して契約している実績があること。

(2) 過去5年以内に、人口3万人以上の市又は国、都道府県等のホームページに対して、ウェブアクセシビリティ JIS 規格「JIS X8341-3:2016」の「適合レベルA、AA」に準拠した実績があること。

(3) 令和5年度における浅口市競争入札参加資格を有する者であること。

(4) 自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。

(6) 浅口市暴力団排除条例（平成 23 年浅口市条例第 25 号）第 2 条に該当しない者であること。又は法人にあってその役員が暴力団員でないこと。

(7) 市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の ISMS 適合性評価制度の認定又はプライバシーマークの認定のいずれかを受けていること。

2. 2 スケジュール

項目	日程
募集要項等の公表	令和 5 年 4 月 24 日（月）
参加申込書提出期限	令和 5 年 5 月 2 日（火）
質問の受付	令和 5 年 5 月 2 日（火）
質問に対する最終回答	令和 5 年 5 月 10 日（水）
企画提案書類提出期限	令和 5 年 5 月 22 日（月）
プレゼンテーションの実施	令和 5 年 6 月 1 日（木）
最終選考結果通知・公表	令和 5 年 6 月 9 日（金）
契約締結	令和 5 年 6 月中旬

2. 3 参加申込書の提出

2.3.1 提出期限

令和 5 年 5 月 2 日（火） 17 時

2.3.2 提出方法・場所

企画財政部秘書政策課へ持参又は郵送のこと。郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

2.3.3 提出書類

参加を希望する場合は、次の書類を各 1 部提出すること。

- ア 【様式 1】 参加申込書
- イ 【様式 2】 参加資格に関する申立書
- ウ 【様式 3】 受注実績調書
- エ 【様式 4】 会社概要書

2.3.4 参加辞退

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を持参又は郵送により提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。

2. 4 質問の受付及び回答

質問がある場合は、質問書【様式5】を提出すること。なお、提出にあたっては、質問書が担当部局に到達していることを電話により速やかに確認すること。

質問は企画提案などの作成にかかるもののみとし、評価及び審査にかかる質問は一切受け付けない。

2.4.1 提出期限

令和5年5月2日（火）17時

2.4.2 提出書類

【様式5】質問書

2.4.3 提出方法

企画財政部秘書政策課へ持参又は電子メール（hisyoseisaku@city.asakuchi.okayama.jp）により提出すること。

2.4.5 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるものを除き、令和5年5月10日（水）までに浅口市ホームページにおいて回答する。

2. 5 企画書提案書などの提出

2.5.1 提出書類

提出様式	提出部数
企画提案書（任意の様式） ※1社1案とする	6部
CMS機能要件一覧【別紙1】	6部
費用見積書（構築費用）【任意の様式】	6部
費用見積明細書（構築費用）【任意の様式】	6部
費用見積書（保守費用）【任意の様式】	6部
費用見積明細書（保守費用）【任意の様式】	6部

2.5.2 提出期限

令和5年5月22日（月）17時

2.5.3 提出先

企画財政部秘書政策課

2.5.4 提出方法

持参又は郵送のこと。郵送の場合は、配達証明等により受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。

2. 6 企画書提案書などの作成

2.6.1 企画提案書の作成

【別紙2】企画提案書作成要領に基づき作成すること。

2.6.2 見積書の作成

ア 構築費用

設計関連費、デザイン費、CMS 導入費、外部 ASP 導入費、サーバなどの環境構築費、データ移行費、研修費、他機能導入費など、リニューアル業務に係るすべての費用の合計を記載すること。ただし、構築費用の合計金額は 15,730,000 円以内とする（消費税及び地方消費税を含む）。

イ 保守費用

令和6年度から令和10年度までの単年度のハードウェア、ソフトウェアなど、システム保守に係るすべての費用の合計を記載すること。

2. 7 優先交渉権者等の選定方法

書類選考による一次審査と、プレゼンテーションによる二次審査で、評価・採点（1,000 満点）を行い、合計点数の高い順から優先交渉権者及び次点交渉権者とする。

2.7.1 一次審査（書類選考）（600 点）

【別紙3】審査実施要領に沿って、以下の書類について評価し、点数化する。

ア CMS 機能要件一覧表

イ 企画提案書

ウ 費用見積書（構築費用・保守費用）

2.7.2 二次審査（プレゼンテーション）（400 点）

【別紙3】審査実施要領に沿って、プレゼンテーションの内容を評価し、点数化する。

2.7.3 優先交渉権者の決定

一次審査と二次審査の合計（1,000 満点）で、最高評価点を得た者を優先交渉権者とする。提案者が1者の場合及び最高評価点獲得者が2者以上ある場合の契約候補者の選定

は、【別紙3】審査実施要領に沿って行う。

2.7.4 最終審査結果通知及び優先交渉権者の公表

ア 結果通知

最終審査の結果は、参加者全員に対し、令和5年6月9日（金）までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

イ 公表

参加者数、優先交渉権者名（優先交渉権者以外の事業者名は非公開）、評価点などの審査結果は、令和5年6月9日（金）に本市ホームページ上に公表する。

2.8 契約

2.8.1 契約の締結

優先交渉権者を決定後、提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った後、本業務にかかる契約を締結する。

なお、本委託業務のすべてを再委託することは一切認めない（企画提案書内の実施体制を示す項目において、役割が明確に示されている場合を除く）。ただし、必要により一部を再委託する場合は、本市と協議のうえ、その承認を得るものとする。

2.8.2 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、又は協議が整わない場合には、次点交渉権者と当該業務委託について交渉を行う。

2.8.3 契約条項など

別に定める契約書（案）のほか、浅口市財務規則の定めるところによる。

2.8.4 契約期間

ア 公式ホームページリニューアル業務にかかる業務委託契約

契約締結日から令和6年3月31日までとする。

イ 運用保守にかかる業務委託契約

令和6年度以降の運用保守については、別途契約をすることとする。

2.8.5 契約保証金

契約保証金は、契約金額の10/100以上とする。なお、浅口市財務規則第126条に掲げる条件を満たす場合は、契約保証金を免除する。

2. 9 プロポーザル参加に際しての留意事項

2.9.1 失格・無効

次のいずれかの事由に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ア 参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書などの提出がされない場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 他の提案者と提案内容などについて相談を行った場合
- オ 優先交渉権者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- カ 契約期間までの間に、本プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

2.9.2 留意事項

- ア 提出された書類は返却しない。
- イ 提出書類などにかかる費用は提案者の負担とする。
- ウ 提出された企画提案書などの追加、差し替え、及び再提出は認めない。
- エ 提出された企画提案書については、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。
- オ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法などを用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。
- カ 提出された書類は浅口市情報公開条例及び浅口市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- キ 企画提案書などの作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表、又は使用することはできない。
- ク 審査の経緯や結果についての問い合わせは、一切受け付けない。

【問い合わせ及び各種書類の提出先】

浅口市役所 企画財政部秘書政策課 秘書広報係
〒719-0295 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地
電話 : 0865-44-9037
FAX : 0865-44-5771
メール: hisyoseisaku@city.asakuchi.okayama.jp